

Title	「阿波藩札考」(二)
Sub Title	On the paper money issued by the government of the Awa-han (阿波藩)
Author	三木, 雄介(Miki, Yusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.1 (1965. 6) ,p.126- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19650600-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「阿波藩札考」(二)

三木雄介

二 宝永の藩札停止令と享保の解禁

幕府は宝永二年（一七〇五）八月、次のような御触⁽¹⁾を出した。

「領内ニテ金銀札遣仕候分ハ、いつ頃より札遣仕来候哉、且又年數之定有之分も書付、可被差出候以上」

この調査ののち二年おくれて宝永四年十月、藩札停止令⁽²⁾が出され

る。

「

覚

一御軍役のため、常々用所に遣不申、差置候古金銀ハ、唯今迄新金銀に引替不申候て可有之候、今程世間金銀拵底之事に候間、御軍用之金銀も出之、引替候て之上、御軍役之金銀ばのけ置候様に可被仕候、遠国ニテ海をへたて、引替候儀不自由之面々ハ、其段御勘定奉行え達之、向寄之御代官所え遣之、引替候様に成共可被仕候事、

一金銀錢札遣之所々も有之候て、札遣無之処通用之ため不宜候条、向後札遣停止之事候間、其所々え申遣之、相達候日より五十日

を限り、相止可被申候事

」

このうち第二条が藩札停止令であるが、その条文解釈の上において第一条は関連を有すると思われる所以併せて掲げておく。

第二条の文中、「札遣無之処通用之ため不宜候条」という箇所は少々曖昧で二三の解釈を許すようである。第一は、他領の藩札が札遣いをしていない領内へ流込んで来ることを、「不宜」といつているのだとする解釈であり、第二は、札遣いをしていない領地から、している領地に金銀が流出して、前者の方では金銀が不足になり通用に差支えるといつていて理解である。文意の上からは第二の解釈が妥当のようであるが、果して藩札を発行していない地域から、している地域へ金銀が流出するものであろうかという、根本的な疑念が存する。作道洋太郎氏は、一般的に大名領国における札遣いの経済的契機をなすものとして、貨幣量不足緩和・大名財政の窮乏緩和の二点とともに、「近隣の諸領による札遣いのために自領のみこれをおこなわないとき、領内の铸貨が他領に吸収されるから、この対抗策として紙幣の発行は必要であること」という点をあげられるが、停止令第一の解釈はその裏返しであるといえよう。

この金銀流出については種々のケースが考えられるが、その詳細な考察はここでは述べる余裕がない。しかし、これは専一的流通の

一（以下略）

有無、兌換制の有無、対外交易に対する領主の方針などによつて多様な方向が想定されるのであつて一概にいえないことを付記しておく。これを、幕領と藩札発行領国との間の問題とすると、交易面では幕領からの金銀流出だが、それ以上のものが幕領で大名によつて消費されるので、収支尻は幕領の受取超過であることが一般である。従つて幕府が、藩札発行領国への正金銀流出を惧れたとする考えは根拠に乏しいといわねばならぬ。

第三の解釈は、第一条にひつかけて、新金銀通用促進のためとするものである。作道氏は、この藩札停止令を出した幕府の意図は、元禄年間に改鑄した正貨の通用促進にあつたといわれる。⁽⁴⁾ 元禄年間に改鑄した正貨といふと、元禄八年（一六九五）から鑄造をはじめた元字金銀のことであろうが、その流通状態はどうであつたか。御触書は再三にわたつて古金銀の新金銀への引替促進を命じてゐるが、これは通用促進よりもむしろ、新金銀吹立のための材料不足によるものというべきだろう。だが一方では、引替が進まなければ新金銀は世上に出ていかないわけだから、元字金銀の流通は確かに不振であつたといえるであろう。これは特に元字金についていえることで、元禄十三年（一七〇〇）には銀・銭が高値になり金の価値が下つてきたことに対する再三の御触書が出されており、それは金の流通量がふえたためではなく、金貨が嫌われて銀・銭に対する需要がふえたことを意味しているのである。ちなみに、元字金銀の铸造量において、銀は比較的少く、その上古金銀に対しての新金銀の純分率の引下率が銀の方が少いし、この時期に大坂での銀需要が急激

な増加を見せた。それ故、元字金の流通不振は銀に対する品位の問題なのであり、藩札に対する関係は何ら認められない。

銀についていえば、銀需要の激増、元字金の流通不振の対策として、幕府は品位を大巾に低下させた宝字銀の発行を開始する。これが宝永三年六月であり、宝永四年十月に藩札停止令が出るのであるから、新金銀の通用促進という場合、銀については元字銀・宝字銀を意味しているのであるが、元字銀は需要が多かつたことは見てきたところであるし、宝字銀も流通不振の徵証は認められない。それ故、藩札停止によつて通用促進をはかる必要はなく、むしろ第一条にいうごとく、古金銀滞藏による引替不振のため材料の金銀が不足して、充分な铸造が困難であつたぐらいなのであるから、その意味からすると藩札停止は貨幣量の不足を深化させ、困難を倍化させることになるといえる。

ここで想起すべきは、阿波藩のみならず、他藩においても一般に藩札の額面は一匁以下の小額が殆どであり、従つてそれは錢貨の代用としての性格が極めて顕著に認められるという事実である。その視点から宝永四年という時点の藩札停止令に一考を加える必要があることはいうまでもない。

小葉田淳氏によれば、寛文年間の寛永通宝铸造も多かつたが、最も多かつたのは元禄・宝永間であつたといわれる。⁽⁵⁾ 寛文年間の大規模な増鑄と各藩で始めた札遣いにもかかわらず、農民的商品生産の急激な増加はふたたび錢貨の不足をもたらし、幕府は元禄十年より江戸亀井戸村で、同十三年より京都七条河原でそれぞれ請負鑄錢を

行わせた。この七条銭を荻原銭といい、三貨図彙によれば、「此銭後ニハ段々少く成り、其評判悪ク」と記されている。この江戸銭は宝永元年、荻原銭は宝永五年正月まで鑄造を続けたといわれる。小葉田氏によれば、京都銭座では九ヶ年に合計一、七三六、六八四貫鑄造し、江戸銭座の鑄錢高は不明だが、大体一ヶ年三十数万貫と見積られたという。⁽⁶⁾ 元禄十二年九月、錢高直の旨、御触書⁽⁷⁾に見えるが、三貨図彙によれば、錢相場は次のようになつてゐる。

元禄十五年 錢一貫につき銀十五七匁

(記載なし)

同 十六年

同 十七年

宝永二年

十二匁

同 三年 十二匁四五分 (宝字銀にて二十五匁前後)

同 四年

宝字銀にて二十一二十五匁

宝永四年には、「今年、諸国紙札止ラル、依テ高直ニナルナリ、十月廿日頃元禄銀ニテハ銭一貫文代十匁九分、俄三十二匁五分ヨリ十三匁五分トナル」と註釈がつけられている。元禄十四年の記録がないのは残念だが、八、九年には十五六匁であり、元禄十五年頃まではその位の相場であつたのだろう。これは銀自体が高価な時期であるから、金又は米に対する錢価は同様かなり高かつたと見るべきである。三貨図彙には、「然ルニ其ノ頃 (元禄八年) ヨリ世上金銀不融通ニ相ナリ、錢ニテノ交易多シ、依テ錢相庭次第ニ高直ニ相ナリ、元禄十二三年ノ頃ハ金一両代銀六十目前後^(慶長・元禄ノ金ナリ) 錢三貫五百文ヨリ二百文位ニテ、追々錢ノ位貴トク、上ミ方ハ一貫文ニ付

キ十七匁余、十八匁位ナリ、銀モ亦払底ナリ」とある。以上見てきたところを整理していえば、元禄十五年ぐらいまでは錢に対する需要が強く従つて高値であり、宝永に入る頃から江戸・京都での増銅と粗悪化によりいくらか安くなり、幕府御定相場の錢一貫文銀十五匁の線を下廻り始め、宝永四年の藩札停止により、その前年の宝字銀発行と相まつて強調に転じたのである。しかしそれも宝字銀に對する比価故であり、元字銀に對しては高くなつてはいない。

そうとすると、幕府は元禄・宝永期の錢貨の大増銅により、錢貨需要をみたしめる自信をもつたことから、藩札停止に踏切つたと考えるのが妥当ではないかと思われる。そうして實際、錢価は藩札停止によつても、三貨図彙の文章に反して、事實上は平靜を保つていた。それと忘れてはならないのは、荻原銭の粗悪化である。これがまた錢価の高騰を防ぐ役割を果したといえるだろう。或いは、荻原銭の流通促進の意味も、藩札停止令の中には含まれているのかも知れない。荻原銭の不評判は宝永五年の鑄造中止となり、それと同時に宝永大錢の鑄造が始つてゐる。これは正確にいえば、宝永四年十一月鑄造を命じ五年閏正月公布して四月より通用開始させたものだから、宝永四年十月の藩札停止令と何らかの関連が考えられてもおかしくない。すなわち、大錢も一枚十文であるから悪評を買うことは荻原銭以上かも知れず、それを恐れた幕府では、特に大錢と競合するであろうところの藩札の停止によつて、大錢通用の素地を作つたと見ることも可能である。ちなみに、阿波藩札でいえば、その最小

額面である二分札は、錢一貫文銀十五匁替として、十三文強となる。

藩札停止の原因として想定しうるもう一つの問題がある。それは宝字銀の発行が藩札に及ぼした影響について考へるとき導き出されくる。すなわち、宝永三年六月に発行された宝字銀は、前に引用した三貨図彙によれば、その民間相場は慶長銀・元字銀に対して半値となつてゐる。しかし幕府は同価通用を命じてゐる。一方、藩札は、銀札の場合、当然銀相場に対応した動きをとる。阿波藩の銀札は天和元年に発行されたのであるから、その札価が慶長銀に依拠しているのはいうまでもない。すると宝字銀が発行され、慶長銀に対して半値通用となると、銀札は混乱を生じないではいられない。銀札はもともと何らの実質を有するものではなく、価値表章にすぎないとはいつても、慶長銀と宝字銀とに對して同一相場で対しえられるとは考えられない。公定相場では権力的強制によつてそれが可能であつても、すでに銀札と金銀との取交通用が行われ、従つて民間相場が立つてゐる阿波領内においては、当然經濟法則が貫徹する。ところが一方で公定相場が同価通用の上に立つてゐる以上、銀札相場の混乱、ひいては金融の混乱は避けられない。これが阿波領内で具体的にどう現象したかについて物語る史料を欠く現在、以上の問題は推測の範囲を出ないが、このような藩札発行領国の貨幣事情の混乱が、宝字銀の正当な通用を念願する幕府の意図とからみ合つて、藩札停止令を導き出したとするのも、あながち付会の説とはいえないであらう。

要するに以上述べ來たつたような諸事情とあいまつて、宝字銀の發行により銀貨供給量も需要をみたしうる見通しがついたし、またそれに従つて金銀比価も大体幕府御定相場の線に落ちついてきたので、ここで藩札を停止して幕府貨幣による統一をはかり、藩札發行を檣杆として行われてきた各藩の領国經濟体制の整備に対抗しようとしたのが、藩札停止令を出した幕府の真意ではないかと考えられる。

この幕府の政策によつて阿波藩のこうむつた打撃は、極めて甚大であつた。

前章にも引用した阿波藩の大坂名代阿波屋太郎助の「由緒書并御借銀毫卷」によれば、

「文昭院様御代、宝永四年亥十月十二日諸國銀札五十日限御停止被為仰出、依之御両國銀札御引替御指支、其上天地震大破ニ而御領分御損毛多、御国金御不足ニ付、於大坂御借用、其節御留守居井村茂作様鴻池善右衛門江御頼被成候得共御請不在、依之太郎助太郎兵衛父子江請負御頼ニ付、御上御為第一奉存辞退難仕御請申上、兩人印形証文を以追々銀子相調御両國無滞銀札御引替被遊御満足被為思召候」

というように、阿波屋の他借金によつて銀札引替の始末はついたものの、その借銀が多額にのぼり返済不能となる。銀主たちは挙句の末はて、藩主の參觀の途中を大坂河口に待受けて直訴したが受けつけられず、屋敷へ詰めかけて談判したところ參觀の邪魔と訴えられて、町奉行所から閉門を仰付けられるという紛擾がおきる。結局公訴になり、名儀上の借入者であつた太郎助父子は済方を命じられ、持屋

敷の大半と家財道具を残らず売払つて、「別紙証文銀済口仕候」という次第になつたのである。

この「別紙証文」というのが、同じ蜂須賀文書の中にある「御証文写」ではないかと思われるが、これは最初の証文が正徳元年（一七一）で宝永四年から四年も後のことである点に疑問が残る。しかし一応それとして「証文」を検討すると、

「　　覚

一銀式拾貰目　兵庫屋市左衛門外霜月より辰八月廿五日切壹歩
式ツツ内壹通り当分遣壹歩壹書上ヶ

右者旦那入用ニ付御父子預り手形ニ而借用相調銀子請取申候右
極之通返弁可申候以上

卯極月廿二日

井村茂作
阿波屋太郎助殿

同 太郎兵衛殿

という証文を初めとして、大体これと同様の証文で、享保三年（一七一八）二月二十五日迄の約七年間に銀一万貫余を借りてゐるのである。もしこれが藩札引替のための借銀であるとするならば、引替完了に享保三年迄かかつたのであって、「無滞銀札御引替被遊」れた次第ではなかつたことになる。この第一期の銀札総発行高を知る史料を持たないが、享保十五年（一七三〇）の公称発行高八〇〇〇

とおり、二十四年後の享保十五年に新規発行の藩札に交換されたといわれる。阿波藩においても銀札が額面通りに引替えられたとは思えないが、それを反証すべき資料を持たない。前述の借銀証文が正徳元年から享保三年までのものであることは、銀札引替に際して芸緒書」に銀札停止の頃、「大地震大破ニ而御領分御損毛多御国金御

不足」という事態が生じたとあるが「阿淡年表秘録⁽¹⁰⁾」によれば、宝永四年十月十四日「御国大地震津浪瀆家溺死人多」とあつてこれを裏書きし、藩の役人より太郎助への書状にも、「御案内之通近年不輕御物入相重り去年より京都并阿淡両国才覚を以相凌候右之儀ニ候得者今更御返済之行道相絶申」と、銀札停止の上に、災害などが重なり藩財政が極度の窮乏に陥つてゐることを申述べてゐる。前にも引用した鴻池資料によると、宝永三年（一七〇六）になると松平淡路守の借銀は二二七〇貫目と急増し、これは鴻池家の貸銀対象の中では、松平伊予守についてで第二位になる。家老稻田九郎兵衛も約六〇貫目の借銀をしており、阿波藩の比重が極めて高くなつてゐる。元禄八年（一六九五）の算用帳では淡路守一四〇貫稻田一〇貫であつたのだから、元禄九年から宝永三年までの間に、鴻池に関する限り阿波藩の借銀は急増したといえる。そこへ藩札停止令が出されたのであるから、藩の窮状は察するに難くない。そうしてこれが以後連年の借銀の累増、赤字財政の出発点になつたと見てよいと思う。

藩札回収措置について、参考までに芸州藩の例⁽¹¹⁾をあげれば、同藩では宝永四年十一月二十八日に、年内に全銀札のうち四〇パーセントを兌換し、残余は切手を交付することを明示し、その難事業を同一年の十二月十日に終了したが、その切手の兌換はいちおう無期延期となり、二十四年後の享保十五年に新規発行の藩札に交換されたといわれる。阿波藩においても銀札が額面通りに引替えられたとは思えないが、それを反証すべき資料を持たない。前述の借銀証文が正徳元年から享保三年までのものであることは、銀札引替に際して芸

州藩同様その何割かを切手で交付し、それを漸次償還していったことを物語つてゐるのかも知れない。「銀札場一巻留書」⁽¹²⁾に、宝永四年の停止令以後も、阿波銀札は諸国へ行商せる藍売りが額面通りに受取り帰るので信用厚く、やはり内々にて諸国に通用したと記されてゐるが、信をおきがたいことはいうまでもない。阿波藩札が大坂地方で流通したということともいわれてゐるが、額面通り通用したといふのは今まで述べてきたところからも信じがたいのである。なお、「銀札場一巻留書」には、享保十五年再発行のおり、旧札即ち延宝八年札は引上げ、裏へ享保の二字を押印して臨時通用を許し、追々と新札に引替えたと記してあるが、この旧札が藩札禁止期間中も内々通用していたものか、それとも引替えられずに貯えられていたものかはこれとも決定しがたい。何れにしても、阿波藩札が停止令によつて一举に引替えられたものではないことを示してゐるといえよう。

藩札停止令以後の藩財政が、巨額の借銀を名代の阿波屋に肩替りさせねばならぬ程の窮迫ぶりであつたことはすでに述べたところだが、それ以後享保十五年の藩札解禁令を迎えるまで、どのような状態で推移したのか、一瞥を加えておこう。

阿波藩の石高増加は、幕府へ指出しの「阿波淡路両国郷村高辻之帳」⁽¹⁴⁾によれば、寛文・貞享期まで頭打ちになつてゐる。しかし、享保十五年の「御両国御蔵入高井諸士に被下地方高之覚」⁽¹⁵⁾によれば、

「（前略）
一右御両国有高四拾万七千五百拾三石五斗四升三合六戈

州藩同様その何割かを切手で交付し、それを漸次償還していつたことを物語つてゐるのかも知れない。「銀札場一巻留書」⁽¹²⁾に、宝永四年の停止令以後も、阿波銀札は諸国へ行商せる藍売りが額面通りに受取り帰るので信用厚く、やはり内々にて諸国に通用したと記されてゐるが、信をおきがたいことはいうまでもない。阿波藩札が大坂地方で流通したといふことは今まで述べてきたところからも信じがたいのである。なお、「銀札場一巻留書」には、享保十五年再発行のおり、旧札即ち延宝八年札は引上げ、裏へ享保の二字を押印して臨時通用を許し、追々と新札に引替えたと記してあるが、この旧札が藩札禁止期間中も内々通用していたものか、それとも引替えられずに貯えられていたものかはこれとも決定しがたい。何れにしても、阿波藩札が停止令によつて一举に引替えられたものではないことを示してゐるといえよう。

内三拾五万三千七百三拾石七斗七升三合公儀江御指上之郷村
御帳惣高

被遊御引除高（以下略）

とあつて、何故か五万三千石余の巨大な引除高があり、これは「元居書抜」に元禄期に入つてから新田開発に関する申達しの類が急にふえて来て、宝永元年になると、それが尚積極化することなどから、これらの努力の結果生み出されたものと推定される。

藩主の所務高は、延宝四年⁽¹⁷⁾（一六七六）には六万六千八百石と銀千百五十貫及び木材七万ケ程であり、享保十五年⁽¹⁸⁾には木材雜穀をも換算して、米九万八千石、麦二万五千石であつた。これを米一本に換算すると約十万六千石となり、銀収入については不明だが、夫役銀としての性質上ほとんど同額程度の収入はあつたと推測される。

銀収入以外の現物収納は財政上の見地より見る場合、扶持切米として現物で支給した残りは販売されて貨幣化されねばならず、そこでは当然米価がからんでくるので一概にはいえないが、延宝から享保へとかけて、少くとも現物での収納はかなり伸びてゐるといつて差支えない。このように領内收支の概況は、必ずしも享保十五年頃迄は逆調とはいはず、問題とされるのは、やはり巨額の借銀の元利返済と享保に入つてからの米価に起因する経済変動であろう。

前者については、藩札停止令の時の借銀は阿波屋に返済させ、その補償がなされた形跡もなく、その外にも鴻池算用帳に見たように、かなりの借銀が累積していいたと考えられる。享保十六年（一七三二）

正月二十六日の法令⁽¹⁹⁾では、次のようにいつている。

「一累年御不勝手ニて江戸住宅之面々高物成御支配年々相滯候故、急々被遣度彼是詮儀之上新御借銀被仰付候、根元御借銀高之上へ右御新借相重り、弥以至極御不勝手之事ニ候、依之、右御借銀為御曳当只今迄之御所務米拾万石麦貳万五千石之分向後相來諸品御入目ニ相居ヘ、其余御検地上リ米麦空地新開畠之田成増米を始或散田並新開床銀等、其外何に不限、右御定所務之数相離候不時上り米麦銀とも格別ニ引除け、御藏奉行中裁判被仰付、右之分專御借銀等之御引当ニ被仰付候、(以下略)」

これによつて考へると、先に見た享保十五年の「御両国御蔵入高井諸氏ニ被下地方高之覚」は、この借銀引当方式の準備調査であつたことが分る。同時に、右史料にあつた五万三千石余の引除高こそが、この借銀引当の対象となつた出目新開分であろうと推定される。

元禄十二年十月十六日の法令⁽²⁰⁾で借銀返済引当と明示された歩懸り

は、宝永二年まで連年法令の中にその継続の様子が見えてゐるが、それ以後は法令の中には見えず、享保十六年の法令では、歩懸りが借銀引当からはずされていることが窺い知られるのである。

いずれにしても、藩札停止時の借銀を除外してもまだ多額の借銀に喘いでいたのであつて、それは五万三千石余もの米が引当てにされる程の膨大なものであつたことを、史料は物語つてゐる。

大名経済にとつてその死活の鍵を握るとさえいわれる米価につい

ては、享保に入つてからのその低落が大いに問題とされよう。享保三年石当り三三匁をはじめとして、元文二年まで米価は時として七

五匁まで上ることはあつても、概して四〇匁台に低迷し⁽²¹⁾、米穀販売に頼る諸候を窮乏させたことは今更いうまでもない。この米価の低迷は、相次ぐ金銀改鑄とそれに伴う一連の複雑な法令に経済界が動搖し、それと同時に貨幣量の減少が始まり、経済活動が萎縮して不況に落ちこんでいつたことの結果である。

従つて米価の暴落に加うるに、貨幣問題、買米令・上米令などの政治的要因がからみ合い、大名の財政窮乏が加速化されたといふべきであろう。中でも、これらの貨幣政策の混乱によつて、大名貸は一時その機能を停止したのではないかと思われる節もあり、そうすれば、それこそ藩財政窮迫の最大原因としなくてはならない。

その上、阿波藩においては、この米価の低落期にかなりひどい災害・減収を受けている。「阿淡年表秘録」によれば、享保六年八月に、風雨洪水のため約九万二千石の損毛を生じ、淡路も被害を受けている。翌七年六月にも風雨洪水により八万三千石余の損毛、七月には同じく風雨洪水により五万四千石、八月には同様三万八千石の、それぞれ減収をこうむつてゐる。享保九年には今度は旱損により十六万石余、十年には同じく旱魃にて十二万石、十三年には風雨によつて九万四千石、翌十四年には風雨によつて二十二万石、十五七年には有名な蝗害によつて六万四千石のそれぞれ損毛をうけていることは、藩にとつて手ひどい打撃である。米価が安い上に減収となれば、藩の払米収入は激減するからである。結局、叙上の連年の災害の中には阿波のみの局地的災害もあつたであろうが、概して

より広域的なものであろうし、そうすれば米は豊作とはいえない筈であるが、それでもそれら西国・四国米の市場である大坂へは米が過剰供給されたのは、作柄の問題よりもむしろ貨幣政策の混乱による経済界の不況と、大名財政の窮迫が原因であつたからに相違ない。前にも引用した家老長谷川貞幹の書上によれば、この時期の阿波藩の事情を次のように描写している。

「（前略）御代（五代藩主綱矩、延宝六年～享保十三年在職）末歟承国院様（六代藩主宗員、享保十三年～二十年在職）御代初歟ニ銀札場相潰れ候儀ハ御座候へとも、全躰御下ハ賑々布儀ニ而其段相覺罷在候者未生残罷有候、諸事大つゝめ成儀故そここゝニ金銀も融通仕候、然歎承国院様御代諸事御改強り候処より御用繁ニ罷成、夫ニつれ御質素之御風儀も自然と御薄ク罷成候哉と伝聞仕候、其後六ヶ年之御滞府ニ年々江戸御下銀多、十人共へも度々御用金被仰付（以下略）」

これは天明八年の書上だから、この享保期に關する記述は六七十年も前のことであり、いくらか年代の訂正を必要とする。例えは、

「御代末歎承国院様御代初歟ニ銀札場相潰レ」とあるのは、宝永四年の藩札停止のことをいつているものと思われるが、宝永四年は綱矩在職の末期とはいえない。しかし、そういう年代的な記憶違い、間違いはあつても、その時代の風潮の記述においては大きな誤りはないものと考えてよいだろう。宝永四年銀札停止の後もまだ領内は景気がよく金銀融通もよかつたというのは、享保七年頃まではまだ元禄・宝永期の悪貨の通用もあり、米価もかなり高かつたし、藩の

米穀収納も十分であつたので、大坂からの正金銀の流入も多かつたであろうと思われるから、納得しうる記述といえる。

しかし享保の通貨政策はやがて阿波藩領内にもその影響を及ぼすこととなる。享保七年頃までに一応通貨の統一と収縮とを達成した

幕府は、今度はその通貨収縮のもたらした不況に直面せざるをえない。それは大名領とて同様で、銀遣いであつた阿波藩領内では通貨が一挙に半減以上の収縮を見せた筈だから、不況の滲透は自明の理である。そしてこの通貨収縮は大名経済の要である大坂の米価にその影響をあらわす。享保八年の石当り四一匁から十三年の三九匁まで、連年四〇匁前後で低迷していった米価が、十四年には二七・五匁とますます下落し、不況に拍車をかけるに至る。この低落が通貨収縮のためであることはすでに述べた。各領主及び農民は通貨取得をのぞんで江戸・大坂への廻米を増加させるが、商人に購買力なく需要が少い。各領国で移入禁止政策をとつてていることもその原因の一つである。それでますます米価は下落していくという悪循環が生ずる。

そのような通貨不足を背景として、享保十五年六月藩札解禁令が出されるのである。

「金銀錢札遣有之所々、先年相止候得共、向後は前々札遣候所々ハ勝手次第可仕候、

但、札遣致候ハ、御勘定奉行え可被達之候、

」

これが通貨不足緩和のため出されたものであることは、まず疑いな

い。「三貨圖彙」にも、「諸侯方近來米価下直ニヨリ取入銀モ薄故、又金銀ノ作廻差支難渋セラル、依ニ之先年ヨリ金銀札遣ヒ停止有レ之國々モ今年ヨリ金銭融通ノタメ札遣ヒ免許セラル」と記されてゐる。それ故これは何よりもまず、諸藩財政の救済策なのであり、ひいては全国的に通貨量を増大させ、廻米も抑制され、不況は一掃されることになる。だが、その意図は直ちに奏功したとはいがたい。

辻達也氏は、諸藩では藩札を以て米を買上げ、それを大坂で売却して正銀を獲得するので、米相場はますます下落し、通貨不足は甚だしくなるばかりであつたといわれる。²⁴⁾そこで幕府はそれまで商人に強制していた買米（かわせまい）を大名にも命じて、その所有する正金銀を幕領に流通させようとはかる。これがどのような効果をあげたか分らないが、前年の藩札解禁と関連のあることはいうまでもない。

いずれにせよ、藩札解禁は幕府の通貨政策転換のあらわれであるが、それが先ず第一に藩財政への恩澤である藩札解禁に向けられたということは何を意味しているのであろうか。

吉宗はもともとその繼嗣事情から譜代幕臣を優遇したといわれるが、大名に対しても、外様譜代両方共に歓待をつくしたさまは、有徳院実紀附録によつて明らかである。ところが繼嗣早々には貨幣問題や財政窮乏問題などを抱えて、対大名政策は第二になり、時としては大名の利益を侵害せねばならぬことがあつた。その一つは上げ米令で、享保七年七月、「御恥辱を不被顧」高一万石につき百石の上ヶ米を命じ、その代償として在府を半年づつ減少させている。²⁵⁾

こういう幕府第一義政策の強行によつて、幕府財政は急速に改善され、享保七年から十六年の十年間に、一年平均米価約三万五千石、金約十三万両の黒字となり、江戸城奥金蔵にも百万両の貯金が出来²⁶⁾る程の充実ぶりを示したので、幕府は享保十五年四月、来年より上ヶ米を中止する旨触れ出し、次いで六月、藩札解禁令を公布したのである。

このように見てくると、幕府は明らかにこの享保十五年より大名に対する融和政策をとり始めており、これは上ヶ米令などの対大名政策の代償であり、低米価によつて困窮する大名救済策の色彩の濃いことが理解されるのである。そしてこのような政策が、水野忠之が御勝手掛老中から退き、松平乗邑がその任についてからすぐ行われたことは興味深い。この人事異動が享保改革の方向転換を意味するものであることはすでに説かれている所である。

この藩札許可を得て、阿波藩では早速銀札を再発行するのであるが、届出発行額八千貫目、許可年限二十五年がその条件であつた。もつとも年限は終了毎に再届出を行い許可を受けることになつてい²⁷⁾る。前にも触れたように準備が間に合わず、旧札即ち延宝八年札を引上げ、裏へ享保の二字を押印して臨時通用を許し、追々と新札に引替えたといわれるが、この旧札がそれまで民間の手にあつたということの物語る意味はなかなか深長であろう。前にも述べたように、藩当局が藩札停止令のおりに兌換準備を持たず、預り切手のかたちでそのまま所有されていたのか、又はその預り切手としての保障をもつて流通していたのではないかと考えられるのである。

ところで、解禁以後の藩札の流通状態がどうであつたかについて、徴すべき資料をもたないが、藩当局としては流通促進の努力を払つたことが二三の記録に見えていい。かつて札本であり、享保十五年の解禁時には一時その任から退いていた寺沢に下された覚書に⁽²⁹⁾よれば、

「宮内様此度江戸へ御下就彼成（中略）御国市郷御用聞之者金銀御肝煎被仰付候（中略）今度之義格別之御事ニ候条隨分相勵銀高御肝煎可申上候於然ハ一統銀札御借用被仰付候共此段ハ御用捨被仰付候（以下略）」

とあり、市郷御用聞の者に銀札借用を仰付けている事例がうかがわれる。宮内様というのは、後の七代藩主宗英で、「阿淡年表秘録」によれば、享保二十年四月「無等軒君江戸為御下向京都御発駕御名宮内隆泰ト御改」とあるから、寺沢に下された覚書も享保二十年のものであることが推測される。

また享保十六年の「銀札遣及地酒取締御触書写」⁽³⁰⁾によれば、次のような事例が見られる。

「
覚

一此度銀札遣に就被仰付先年之通市郷商売人為替相望者有之候は一大坂江諸侯子諸品指登候節は福島宮島御分一所へ荷主方より指⁽³¹⁾出申送り手形に此後は御札場座本印形申付候条積出申節は御札場へ案内可申候。

一登り下リ商売人内証為替仕候者御札場へ相断歩相可指上事

一為替上納金相渡日より三十日限り大坂御屋敷へ上納可仕事
右之通被仰付候條猶委曲之儀は屏裏於御札場承知可仕旨南北在々
可被申付候以上

この第一条に「先年之通」とあるのは、前回の藩札発行時のことを目指すのかどうかはつきりしないが、多分そうではなく、享保十五年以前から、藩札には無関係に為替仕法が行われていて、今度藩札が発行されたのでその為替仕法と藩札とを組合わせて実施することを示しているのであろう。この為替仕法とは、覚書によれば、大坂向けに荷物を積出すと地元で銀札場から銀札が支払われ、三十日以内に大坂で相手商人から受取った正金銀を藩の屋敷へ納入するものとのようである。また、荷物積出時に申送り手形（送り状）に札場座本の印形を受けさせるというのは、移出商品を把握しておいて、その代金を残らず藩札に強制両替させる手段であろう。

このような方法は、すでに享保九年から、その頃阿波の主要商品の地位を築き上げていた藍玉に対し行われていい。享保九年（一七二四）九月二十五日、藩当局では江戸売藍商を統制し、江戸問屋を二軒指定して藍商はすべてそこへ荷着けするように命じ、あわせて「右代金之義は御役處え取立、荷主共ニは於御國為替銀被遣候」⁽³²⁾と公示した。同十一月二十六日には、仕置職加島弥右衛門より江戸詰本ノ役梯与一左衛門に覚書を送り、藍代為替仕法につき詳細な規定を示した。これを要約すれば次の通りである。

「藍玉代金は江戸藩邸賄所へ納め、その節江戸詰本ノより為替手形を渡し、その手形を国元へ送付して本ノの裏判を受けた上で銀奉

行へ差出せば、為替銀を交付すること。また江戸藩邸火急の場合には、同様な方法で金子を調達すること。これらすべては、国元の本ペと密接な連絡の上、為替銀の手支えのないように取組ましめること。」

これは、藩札停止中の仕法であるから、単に江戸藩邸での正金調達のためのものであろうが、その外に、大坂より江戸への下し銀が何かの理由で困難であつたか、または不利であつたのではないかとも考えられる。享保九年といえど新金銀通用令も実施された後なので、大坂では不況が商業活動を萎縮させ、米価も下落し始めた時期である。

銀貨の減少は金に対する銀の騰貴をもたらし、その限りでは下し銀に有利であつた筈だが、江戸と大坂での金銀比価の違いが、或いはこの有利さを帳消しにする働きをしたかも知れない。それともそういう金銀相場以外の点で、例えば江戸大坂間の取引が減少し、為替購入が困難であるという事情も存在したであろう。それと前にも触れたように、相次ぐ通貨混亂によつて大名貸がその機能を停止し、大坂での起債が難しく、江戸での資金調達を迫られた結果とも考えられるであろう。それはとにかく、この時期に阿波藍商が江戸でかなりの販売地盤を築き上げ、藩邸費用を分担しうるまでに成長してきているという事実と、そのような農民的商品流通を藩当局が把握し、それに何らかの収奪を加えようと計画し始めている

「銀札壹巻帳」によれば、享保十九年八月四日、在番の家老稻田九郎兵衛の留守居山田忠太夫らより、幕府勘定奉行寛播磨守用人秋元幾之進に対し、銀札と金銀との取交通用認可についての内意を伺つてある。その交渉の末享保十五年藩札再発行届を受理した松波筑

めて自然であつた。大坂荷積の場合はそれが藍商にとつても一種の金融の役割を担つていたことは、前記の触書によつても明らかである。しかし、この江戸為替をも含めた藍代為替仕法が順調に行われた徴証はない。享保十九年二月三日、藩当局は次のような仕法を公布する⁽³³⁾。

「一御國中より他国え積出藍玉商売仕候代金銀御地え持參仕、於銀札場向後藍玉壹俵ニ付拾匁宛兩替仕、余銀之義は可為勝手次第候、尤、壹歩相ハ有來通被召上候、其心得ニテ此後於銀札場行着可遂算用候（以下略）」

これより見ると前の藍代為替仕法は守られなかつたのだろう。そのため一步後退したかたちで、藩は藍玉一俵につき十匁だけでも正金銀を吸收することで満足しようとするのである。なお、余銀は勝手次第というところを見ると、藩の銀札専一的流通強制はこの時すでに破られていて、藩当局もそれを半ば公認したことになる。もつとも、混合通用が実際に行われているからこそ、藍商達は正金銀を両替しようとしているのである。混合通用については藩当局もやはやそれから眼をふさいで相変らず専一的通用を立前とした政策を取続けることが困難となり、現実を容認しその上に新しい藩札政策を造り上げる必要に迫られてくる。

に麦五千石を銀札で買上げて上方で売却し、漸く半分程の銀準備が出来たのである。だがこれで今年はしのいだとしても、来年の逼迫は目前だから、前述の貸付けがきまれば、「右当季返上米を引当ニ仕、元銀借請追々取下シ候様ニ有之候ハハ」九月以降は今迄のよう両替は順調にいき、「明年者來夏返上麦を以追々借請候様ニ仕送り仕候ハ」銀札場もしつかりし、御世帶方もその余裕をもつて運営されていくことであろう。その銀札貸付方の割合は別紙にある通りだが、「此度御貸付被成候ニおるてハ、唯今迄之御貸付返上残りハ御捨不被成候而ハ、返上難相調御座候」と述べ、貸付実行の決を促しているのである。別紙にある貸付割合は次の通りである。

「一高式千石以上は百石ニ付壱貫貳百目掛

一同千百石より千九百九拾石迄は百石ニ付壱貫四百目掛

一同六百石より九拾石迄ハ百名ニ付壱貫七百目掛

一同五百九拾石以下百石ニ付貳百目掛

右返上之義銀札壱貫目掛借仕面々夏ハ麦三石五斗冬は米壱石七斗五升返上之積

一御扶持御支配合三拾壱石以上ハ壱石ニ付五拾目掛

一同貳拾壱石より三拾石迄壱石ニ付四拾目掛

一同拾壱石より貳拾石迄壱石ニ付三拾目掛

一同九石より拾石迄ハ壱石ニ付貳拾目掛

右は去ル亥年御貸付一倍之積返上之義割合右同断

この案は結局翌享保二十年正月に裁可になつたらしく、國元目付より在府目付へ貸付御触について報告が出されている。

前記の山田貢の書状の内容について特に注意すべき点をあげれば、やはり兌換が在府在番交代の諸士に對してのみ行われるようになつてしまつてのこと、銀札をもつて米穀などを買上げて大阪で正金銀に替えているが、値が低く損であるといつてることなどであろう。大坂での払米値段が低くて損になるということは、銀札で買上げて正金銀で売るのだから藩当局にとつては痛痒を感じないはずだが、やはり銀札の発行が無制限に行われているのではなく、銀札の相場維持を考えながら発行されているものであることを示すものである。また、阿波藩は極めて厳格な米移入禁止政策⁽³⁶⁾を行つていて、領内の高米価を維持し、領内払米を有利にしてきたので、その点も勘案されているのであろう。

貸付割合が、上級者に低く下級者に高いということは、より困窮の度合の激しい下級者を救済しようという意味をもあわせ持つものであろう。すなわちこの山田貢の案は、主目的はもちろん銀札場への元入であるが、それと同時に藩士への代償として米価を一般相場よりも高く定め、その相場によつて米と銀札を引換え、家の家計補助の資としたのであろうと考えられる。そうでなくしては、下級者により多い貸付割合の意味が理解しえないことになる。米価がもし市中相場より低くきめられたものならば、貸付割合の多い下級者ほど損をすることになり、筋が通らない。その上この家中への銀札貸付は、一面では領内における諸買懸代銀の支払を可能にするものであり、それ故に金融緩和に役立つものである。

この貸付は、事実上は藩札による藩士所務米麦の強制買上げであ

り、その価格は、麦を米の半額として計算すると、夏冬の米麦あわせて銀札一貫目に米三石五斗、すなわち石当り二八五匁余にあることとなる。これは享保十九年の大阪米価³⁷石当り三九・九匁と比較すれば七倍余の高値である。先述の如く、阿波藩では高米価政策がとられているので、つねに大坂相場よりも高いが、それでも大体五割増ぐらいであり、この七倍余というのは藩札の減価がその理由の大半をしめているのである。たびたび引用する長谷川貞幹の書上には、

「承国院様（六代藩主宗員、享保十三～二十年在職）御代諸事御改強り候処より、御用繁ニ罷成、夫ニつれ御質素之御風儀も自然と御薄ク罷成候哉と伝聞仕候、其後六ヶ年之御滞府ニ年々江戸御下銀多、十人共へも度々御用金被仰付、其後潛外様（七代藩主宗英、享保二十年～元文四年在職）御代³⁸憲徳院様（八代藩主宗鎮、元文四年～宝暦四年在職）御代初迄者至而御手詰ニ而、銀十枚と申御金配指支候儀御座候旨は上総（賀島上総政良、享保廿年～明和二年仕置職）相嘶申候、右程之御懸ながら御下は格段迷惑も無御座候処、右御勝手ニ而も難相済処より、山田貢了簡仕諸事嚴布御取約メ、藍場杯も出来、炭俵之小口ニ當御座候椿ノ木迄御払、惣門等ニ小用処出来と申程ニ極々細密之事迄行届候、是ニて御作事方其余御役処へ迄手ヲ届カセ候大意相見へ申候、夫故御勝手御仕直シ罷成候、乍然実とは下々ハ不自由ニ罷成申候」

と記されているが、この山田貢の働きで元文・寛保の交には、「銀札場を始諸役処二十万両余御貯金御座候事故御富家様と世上ニ相

唱」えられる程に、財政はいちじるしい好転を見せ、銀札場も基礎を固めたのである。

その山田貢の方法は、前記のような藩士への貸付返上米などの運用によつて銀札場を始め藩財政の急場を取繕つて行く一方、緊縮と商品作物よりの収奪政策によつて、正金銀を蓄積してゆくというものであるが、主要商品作物である藍玉と銀札場との関係については次章で検討することにして、ここでは元文初期までの銀札場の状態を今少し調べて見よう。

享保十九年十一月四日、本^ノと銀札場奉行とに申渡された法令は、銀札場と御世帯方とを分離させ、銀札場から御世帯方へ渡す札は「御貸と相立、一ヶ月五六厘之利足ニ相極」めることを定めている。これは、いわば紙幣発行機関としての銀札場の、藩財政の通常会計よりの独立であり、銀札の発行と流通とが一応藩の通常会計から分離されて独自の計算と責任とをもつて行われてゆくことを意味しており、銀札の発行量の調節が銀札場の主務となつてきただことを物語つてゐるのである。「銀札場一巻留書」にも、奉行は銀札通用と金銀在り高とを対照して、それによつて本^ノと打合せ、努めて銀札相場の乱高下のないようはかつたのであると記述されている。

この時期の銀札相場を示す記録は皆無だが、前述の享保十九年の家中諸士への貸付上納相場は銀札のかなりの減価を暗示しており、元文二年の「石懸銀札指上方御触写」も同様の傾向を示している。

候間、右銀札之代を為御救、一石に付米麦共貳升五合宛、米は石三百目麦は百三拾目之直段ニ而、此節之市中相場引下ヶ、銀札上納悉ク相済候上、今年より来る未の年迄三ヶ年に割、御渡可被遣候、頃年両替薄く諸人迷惑仕趣ニ付、右御用銀札被召上

(以下略)

というのであるが、要するにこれは銀札による御用銀であつて、それを三ヶ年賦で米麦によつて返済しようという仕法である。藩当局の意図は銀札の流通量を減らすこととその相場を引上げようという点にある。「為御救」とあるから、これは米麦価をいくらかでも市中相場より高きめているのであり、その点、享保十九年の家中諸士への貸付上納相場と軌を一にしている。元文二年の大坂米相場は石当り四二・七五匁⁽⁴⁰⁾であり、石当り三百匁は七倍強の高値である。

これは享保十九年の場合と同様、藩札の減価を示すものであり、領内の米価が大坂の五割高として計算すると、札価は正銀に対し二歩強の値打ちでしかないことになる。享保十九年の場合も殆ど同価である。

ここで注意しなければならないのは、享保十九年の大坂米価が享保銀による表示であるのに對して、元文二年のそれが文字銀によるものである点である。この文字銀は享保銀の純分率八〇パーセントに対し四六パーセントと低位にあるため、幕令においても五割の増歩をつけて両替されているが、これは両替促進の奨励金のようなもので、正式には享保銀と同価通用ということになつていて、そのような貨幣改鑄に際して、藩札はどのような動きをするものか、検

討を加えておく必要がある。宝字銀発行の時の事情については前に少しふれたが、詳細な論述は出来なかつた。元文元年十月二十八日(42)の田地請返しについての法令は、その場合の藩札の処置についての考察の手掛りになるものと考える。

「一田地其時々代物姿を以請返申割之事

一延宝八申年以前ニ売置申田地ハ一切銀子ニて請申答

一元禄九丑年より元禄八子年迄ハ只今之銀札ニテハ割合無シニ

一銀札ニテ請申答
一享保七寅年より同十四酉年迄新銀只今之銀子割合無シニ請申答

一元禄九丑年より宝永四亥年迄ハ銀札只今之銀札式歩半之割合
一銀札ニテ請申答
一享保七寅年より同十四酉年迄新銀只今之銀子割合無シニ請申答

一享保十五戌年よりハ一切銀札ニテ請申答 (以下略)

先ず注目すべき点は、元禄九年より宝永四年迄の銀札が、只今の銀札の式分半の割合に規定されていることである。元禄九年というと元禄銀改鑄開始が八年であるからその流通開始の年であるうし、宝永四年にはすでに前年から宝字銀改鑄が行われているものの、阿波ではまだ元禄銀が主体を占めているものと思われるので、この条項における対象貨幣は元禄銀であることは明らかである。即ち、この時期の銀札が元禄銀の価値に準じて減価されたことを意味している。元禄銀の慶長銀・享保銀に対する引替割合二割五分増⁽⁴³⁾を藩札にもそのまま適用して「式分半之割合」を指令したものと見ることが出来る。このように藩札は公式にはあくまでもその当時の流通正貨の価

値に依拠すべきものであり、それ故、文字銀が発行されるとそれに準じた価値をもつことになる。ところがこの場合困難は、文字銀が実際には享保銀に対して銀含有量において五七・五%の低位にあるにもかかわらず、幕府が同価通用を令していることにある。

の反面当座の措置として五割増の割合で引替えていることにある。芸州藩ではこの改鑄に際して、従来の銀札を全く新規の銀札に切替えて、領内の幣制を刷新しようとはかつたといわれる。⁽⁴⁴⁾ そしてこの交換に対して五割の打歩を与える、文学銀の交換割合と同一にしていることに注目せねばならぬ。これは銀札保有者の損害を防ぐ意味から当然の措置といわねばならぬ。もし銀札をそのままにしておいた場合、文字銀発行で物価が上がり、銀札は相対的に価値を失うのであるから、銀札保有者は損害をこうむることになるからである。

同様の措置が阿波藩でも取られたであろうことは、十分に考えられるところである。だが先に引用した元文元年十月二十八日の田地請返しの法令は、延宝九年（元禄八年）間の銀札と只今の銀札とを同価として扱っている。文字銀の発行は同年五月であるから、少くとも発行後五ヶ月を経ても、銀札に対する何らの措置も取られていないことになる。ところが、「銀札場一巻留書」には、贋造札が多くなつたため元文年中に一旦通用の銀札を引上げ、検査の上、裏面に元文の二字を押印して通用させたとあるが、これが芸州藩の新銀札発行と同様の意味をもつたものと考えることは可能である。すなわち贋造検査と同時に幣価切下げを行つたものと思われる。

このような変動を経ながら、藩当局は銀札の強化につとめ、より

広汎な金融政策を押し進めて行くが、それについては次章で論考することにしよう。

註

- (1) 御触書寛保集成、領知并作毛等之部
- (2) 同右書、金銀之部
- (3) 作道洋太郎「近世日本貨幣史」一五八頁
- (4) 同右書、一〇〇頁
- (5) 小葉田淳「日本の貨幣」二一二頁
- (6) 右と同じ、二二三頁
- (7) 御触書寛保集成、銅錢之部
- (8) 六代將軍家宣
- (9) 「徳川理財会要、坤、第四卷十七」
- (10) 「徳島県史料 第一卷」
- (11) 作道洋太郎「近世日本貨幣史」二一〇頁
- (12) 「御大典記念阿波藩民政資料」所収
- (13) 作道洋太郎「近世日本貨幣史」一八二頁
- (14) 文部省史料館所蔵 蜂須賀文書
- (15) 右に同じ
- (16) 「藩法集、三、徳島藩」五三六頁「御藏所勘定方林方御 檢見人」の部
- (17) 蜂須賀文書 「綱道様御代御西国高物成并村付夫役諸運 上其外上銀品々帳」
- (18) (9) の文書

- (19) 「藩法集、三、徳島藩」五五七頁「御藏所勘定方林方御
檢見人」の部
- (20) 右書、五四三頁(第一章に引用)
- (21) 「三貨図彙」物価之部
- (22) 辻達也「享保改革の研究」二二六頁
- (23) 御触書寛保集成 金銀之部
- (24) 「享保改革の研究」二一九頁
- (25) 御触書寛保集成 米穀之部 享保十六年四月の法令
- (26) 御触書寛保集成 御切米御足高被下金押借并上納等之部
辻達也「享保改革の研究」二八〇頁
- (27) 御触書寛保集成 御切米御足高被下金押借并上納等之部
「勝浦郡志」
- (28) 「阿波藩民政資料」一〇四二頁「地酒取締」の方は省略
「藩法集、三、徳島藩」六三三頁
- (29) 右と同じ、六三三頁
- (30) 右と同じ、六三五頁
- (31) 文部省史料館所蔵「徵古雜抄続篇 阿波十二下」所収
- (32) 文部省史料館所蔵 蜂須賀文書
- (33) 上智經濟論集 八号二巻 所載、森泰博「大名領国にお
ける主穀と商品作物」
- (34) 「地方史研究必携」所収の米価変動表(三貨図彙より)
参照
- (35) 「藩法集、三、徳島藩」六六四頁
- (36) 「阿波藩民政資料」六九二頁
「地方史研究必携」所収「米価変動表」より
- (37) 「藩法集、三、徳島藩」八五一頁
作道洋太郎「近世日本貨幣史」二二六頁
- (38) 「藩法集、三、徳島藩」六六四頁